

令和元年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和元年10月3日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

美馬教育長

報告事項はございません。

よろしく願いいたします。

井川委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

梶原委員

まずは、2点、お伺いをしたいと思います。

まず、通級による指導教室についてお伺いをいたします。

今、発達障がいをお持ちの児童生徒さんが非常に多い状況でして、言語障がいやLD、学習障がい、ADHD・注意欠陥多動性障がい、自閉症といったことで大変苦しんでいる児童生徒さんが多いということです。私の調べたところだと、平成29年5月1日現在で、県内37校の小学校の約570名が通級による指導教室で学ばれている児童生徒がおられるということでございます。また、中学校におきましては、県内4校で29名の方が学ばれているということでございます。

こうした今、小・中学校で学ばれている児童生徒さんは段階的に高校のほうに進学をされるということで、文部科学省で、高校での通級による指導も、小・中学校で受けた時の指導と基本的には同じようにしてくださいという通達が出ているようであります。今、海部高校でこのモデル的な通級指導が終わって、平成30年度から中央高等学校で通級による指導教室が始まっていると聞いておるんですが、今後の通級による指導教室の展開や方向性を教えていただきたいと思います。

猪子特別支援教育課長

高校における通級による指導の今後の展開ということで御質問を頂きました。

まず、通級という制度でございますが、これは発達障がい等、様々な障がいのある生徒に対して、生徒が通常の学級に在籍しながら、コミュニケーション、人間関係の形成などに関する一部の特別な指導を特別な場、通級指導教室と呼んでおりますけれども、そういう場で行うような指導の形態でございます。

令和元年5月1日現在で、小・中学校は601名の者が通級指導を受けております。梶原委員がおっしゃったように高校でも平成30年4月から中央高等学校において通級指導を開始いたしました。

高校においても、特別な支援を望まれる生徒というのは増えつつあると認識しております。通級による指導というこの指導形態は、そうした特別な支援を必要とする生徒にとって大切な指導法の一つであると考えております。

通級指導の実施方法ですけれども、時間割の中で高校であれば選択科目として、対人関係のスキルを学ぶような、これは中央高等学校のやり方でございますけれども、そういうやり方、放課後や夏休みなど時間割以外の時間を活用して、社会体験学習を行うような方法など、様々な方法がございます。

高校もいろんな種類がございますして、各高校の状況、高校に在籍する生徒それぞれの障がいの特性に応じて様々なやり方というのが考えられます。

昨年4月に制度化されたばかりで、取り組み始めたばかりということで、これからも高校での通級の在り方というのはいろいろな効果、それかあい路が出てくると予想されております。

今年度から中央高等学校におきましては、国の研究を活用いたしまして、高校での通級の精度を高めていく、どのような指導の内容あるいは指導の方法がいいのかというようなことを専門家の方から助言を頂きながら研究を進めるということを行っております。

教育委員会といたしましては、その検証の結果をしっかりと見て、ほかの高校にも発信しながら、今後の方向性を検討していきたいと考えております。

梶原委員

特別支援教育につきましては、先日の一般質問で仁木議員が触れられておりましたけれども、教育長から通級指導の在り方についてしっかり研究していく、特別支援教育コーディネーターを中心として体制を整えていくという御答弁がありましたので、よろしくお願ひします。

私が気になっているのは、言語障がいや自閉症、学習障がいといった発達障がいの方は非常にデリケートで、非常に気を使いながらの指導が必要、ちょっとしたものの言い方を相手がどう受け止めるかで、問題になったりするわけです。今後、通級教室が普通高校に拡大していく場合に、そうした特別支援の免許を持った先生ばかりではないと思うので、これからは特別支援教育コーディネーターだけではなくて、特別支援学校と高校の人事交流も活発にさせて、きめ細かい指導ができるような体制をしっかりと考えていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

もう1点が、昨日もテレビで幼保無償化が始まったということで、全国で幼稚園と、所管外ですが保育所で、便乗ではないんですが保育料・授業料の値上げをしたという園が、

全国で約1,600か所あるという報道がありました。

私も、テレビを見ていまして、徳島県はどうなっているのかなど。徳島県もちゃんとカラーが付いてまして、値上げをされた園があるんだなと分かりました。

それから9月27日に新聞報道によりますと、厚生労働省から自治体のほうへ値上げをしている園の状況の確認と、便乗値上げということはないと思うんですが、必要に応じて園への指導をしていくようにと厚生労働省からの通達が出ているかと思います。徳島県の場合は、その辺の対応はどのようになっているか教えていただきたいと思います。

小倉学校教育課長

保育料・授業料の無償化の対応と子ども・子育て支援新制度は、幼稚園も含めまして県民環境部のほうで対応してございます。

ただ、一般的に公立の幼稚園では、子ども・子育て支援新制度に基づく保育料・授業料の徴収を行っておりまして、公立幼稚園では値上げというようなことは基本的には想定されないかと思います。恐らく、私立の幼稚園に係る御指摘かと思います。

梶原委員

すみません。勉強不足で、幼稚園は公立・私立に限らず、教育委員会の所管かなと思っておりました。

東条委員

昨日も、LGBTの質問を、病院局にもさせていただいたのですがけれども、教育委員会のほうにも、お聞きしたいと思います。

LGBT等、性的少数者の方々は、日本は約8パーセントいらっしゃる。13人に1人はいらっしゃると言われてるんです。口には出せなくても、スカートを穿きたいと思う男の子だったり、スカートは穿きたくないという女の子がいらっしゃると思うんです。小さい時からの体と心と性的指向というのは、本当に複雑で、家庭や地域、教育現場で、ジェンダー枠、男の子は男らしくとか、女の子は女らしくとかいうふうに、周りもこういうふうに指導をしていくんですけれども、それで生きづらさを感じているというような子供たちがいて、誰にも相談できず命を絶つというような、リストカットをするという子供たちがいるということも聞いています。その子供たちがどういうふうな手立てで相談するかというと、教職員、スクールカウンセラーの方に相談すると思うのです。

そういう中で教育現場としては、今、どういうような対処、取組をされているのかお伺いしたいと思います。

濱田人権教育課長

ただいま、東条委員より、性的マイノリティの理解を図るための学校の取組について質問がございました。

性的マイノリティとされる人は、民間の調査によると約8パーセントの割合で存在していると言われております。これは、学校の1クラス35人と計算いたしますとクラスに、二、三人の割合で性的マイノリティの児童生徒が在籍をしているということになります。

性的マイノリティの問題は、非常にデリケートな問題であり、周囲の無理解や偏見により本人を苦しめたり、自殺念慮へと進んでしまったりということで、児童生徒の命に関わることにもつながる可能性があるため、学校における喫緊の課題であると認識をしております。

これまで、学校においては当該児童生徒から申出があった場合、本人の希望に添った服装、多目的トイレの使用を認めるといった学校生活での配慮をしてきたところがございます。平成29年度から「性的マイノリティ」学校教育支援事業を実施し、学校の要請に応じまして、専門スタッフを派遣し、児童生徒の学習に加え、指導に直接関わる教職員の研修や教職員を対象とした教育相談を行い、教職員一人一人の理解を深め、当該児童生徒に対する支援の在り方や理解を促進しているところでございます。

また、教職員は子供と多くの時間を過ごしております。教職員の理解促進のため、多様な性を認める心の教育を実践するための教職員指導用ハンドブックを作成・配布し、多様な性を認める教育を推進しております。

県教育委員会といたしましては、全ての児童生徒が安心した学校生活を送れるよう、一人一人の児童生徒に応じたきめ細かい対応や、全ての子供の人権が尊重される学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、東条委員からの御質問の中に制服のスカートの状況が出ておりましたので、お答えさせていただきます。

本県におきましては、県立学校では、男子が詰め襟の学生服と女子がセーラー服の学校、それから男女ともブレザーの学校の2種類がございます。昨年6月に聞き取り調査した結果では、ブレザーを採用している学校のうち、17校は女子用のズボンも用意しており、6校は女子用は用意していないが男子用のズボンを穿いてもよいとしております。これは公立学校の半数強に当たります。その他の学校も、保護者からの申出により、話を十分聞いた上で検討し、最終的には学校長が決定しており、多くの場合、ズボンとスカートのどちらを選択してもよいという柔軟な対応をしておる学校が大半となっております。

県教育委員会といたしましては、制服の選択について現在のところ、統一した規定は作っておりません。しかしながら、LGBTなど性的マイノリティの生徒が、自分らしく表現し行動できる社会を1日も早く実現する必要があり、各学校には、こうした希望のある生徒に対してしっかりと話し合い、柔軟な対応を求めてまいりたいと考えております。

東条委員

このお話をしたいと思って、教育委員会の方に御相談しましたら、立派なパンフレットができていました。

中を見たら、本当に分かりやすく説明していただいていたのでした。この教材をどういうふうに使われているのか、利用回数、講習とか研修をやられているのか、ちょっと分かれば知りたいです。

さっきの制服の問題も、やはり保護者の意見があるということは、子供たちが実際に話ができている。話ができることは、本当にいいと思うので、そういう学校の対処は有り難

と思います。今、研修をどのくらいやられているのか分ければ教えていただけたらと思います。

濱田人権教育課長

教職員用のハンドブックを配らせていただいて、これを中心にしたどのような研修をしているのかという質問かと思えます。

まずは、子供たちと接する教職員に、しっかりと一人一人の多様性、違いを認め合える教育を行うためにも、教職員の理解が必要と感じております。性的マイノリティとされる児童生徒は身の回りにいるという認識の下、当該児童からのサインを見逃すことのないように、一人一人の児童生徒をしっかり見ていきたいと考えております。昨年度、このハンドブックを配布いたしまして活用を図っております。

実際、それぞれの学校で、何回このハンドブックで研修したかという詳細の数は分かりませんが、性的マイノリティの研修については、小学校・中学校ごとに研修した回数が増えています。また、このハンドブックを中心といたしまして、管理職研修や人権教育主事会、年次ごとの研修でも、昨年度、一昨年と研修を行っております。

全ての児童生徒が安心した学校生活が送れるように、今後も教職員の理解の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

冊子の活用、研修の回数などの御質問について、毎年度、子供たちの体の成長に最も関わる養護教諭の研修会、全県の養護教諭が集まるものがございまして、先ほどの冊子を用いた指導、養護教諭のそれぞれの中堅、初任という立場に応じた研修の中でも、性に関する指導の一つの大切な側面として研修をしておるところでございます。

東条委員

すごく良いハンドブックですので、是非、活用していただいて、教職員、また保護者の方にも広げていただけたら有り難いと思いますのでお願いします。

それと、関連するようなことになるのですけれども、デートDVのことについてお伺いしたいと思います。

交際中の2人の場合をデートDVというふうに言うのですけれども、内閣府の調査では、女性が5人に1人、男性が10人に1人、交際相手からの被害があるというデータが出ているのですけれども、支配を愛情と勘違いをして、デートDVに気付くことができないということがある。最近、若い方々の中には、スマートフォンを使って相手を監視したり、束縛したりということで、身近にあるスマートフォンがこのデートDVを加速しているというような現状があるということを知っています。

教育委員会としても、子供や保護者に対して、暴力防止的な研修も合わせてやられているのでしたら、教えていただきたいなと思います。やられているとしたら、どのような形でやられているのか教えていただきたいなと思います。

濱田人権教育課長

デートDVについて児童生徒にどのような教育を行っているのかという御質問でございました。

若い世代に対して、デートDVの防止教育をすることは、将来的なドメスティック・バイオレンス、DVの発生防止につながるものであり、非常に大事なことでと考えております。その教育といたしまして、県の人権教育指導員による虐待や暴力などの様々な暴力から自分を守るための知識やスキルを身に付けるためのワークショップ型研修を行っています。またDVについて話をしていただける講師を1名選任をしておりますので、要請のあった学校へ派遣し、各学校の児童生徒の学習や御家庭、PTA研修等に活用していただいております。

また、人権教育指導用の手引書、あわ人権学習ハンドブックがございます。その中に親密な関係の中での暴力について考えるというページコラムがございます。その中でのデートDVについての学習、DVに遭ったときの対応を共に考える学習プログラムといった資料も載せてございます。

全ての学校で、DVについて人権学習の中で取扱いができるように資料として載せておりますし、また、様々な人権教育の中でも、この問題について、暴力や差別、いじめをなくすという学習にもつながりますので、今後とも推進していこうと考えております。

東条委員

是非、研修、講習をしていただきたいと思います。

デートDVは、先ほども言われましたけれども、いろんな犯罪、ストーカーや傷害事件、エスカレートしていけば殺すか殺されるかぐらいの究極なところまでいくということがあります。できるだけ小さい時に、そのことに気付いていくというのが大事だと思います。できましたら、公平に学校単位できちんと講習ができるような割り振りをしていただいて、被害者にも加害者にもならない対策を、是非、進めていただけたらと思います。そういうことについて、考えているということがありましたら教えていただきたいと思います。

濱田人権教育課長

デートDVをはじめ、DVを防止する講習を今後も計画的にできるのかどうかという御質問であったかと思っております。

繰り返しになりますが、デートDVをはじめDVを防止する教育は、本当に人権教育の中で大事な部分であると捉えております。学校では、様々な学習につきましては、学習指導要領に基づいて教育課程を編成しておりまして、限られた時間の中で、ほかの人権課題についての学習をはじめ、防災学習や薬物乱用防止教室など、それぞれの学校の実態や課題に応じて優先順位を付けて年間計画を作成しておりまして、それを基に教育活動を行っておるところでございます。

まずは、教職員研修でデートDV予防研修を取り入れるなどいたしまして、教職員への理解を深め、生徒への学習の必要性を感じていただくことが大事だと考えております。若い世代に対して、デートDV予防教育や生命の尊重につながる、そういったことを基盤に据えた人権教育を行うことは将来的なDVの発生防止につながるものであり、今後とも、

必要性が増してくるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、全ての人が安心して生きていくことができる社会づくりを目指して、今後も人権教育を推進してまいろうと考えております。

田村学校体育安全課防災・健康教育幹

先ほども申しましたように、性に関する指導に携わる養護教諭の研修会の中では、一昨年、デートDV予防教育についての講演ということで、県下の小・中・高・特別支援学校の277名の先生方を対象に講演を持たせていただきました。また、その前の年になりますが、養護教員の10年時の研修の中でも、デートDVの予防教育を取り上げております。養護教諭の研修という中では、計画的に、今後も先ほどの性的マイノリティの問題もございまして、様々な問題とのバランスの中で取り上げる予定で進めさせていただこうと思っております。

東条委員

是非、講座や研修を広げて行っていただけたらと思います。

学校の教職員は、何もかもが集中してくるように思うのです。教職員は、完璧を求められるのですが、人間ですので、そういう意味では教職員の窓口みたいなものを設置して、専門性が分かる先生に共有していただける、相談できる、スーパーバイズみたいな感じですけども、そんなことも考えていただけたら、教職員の方も、ちょっと肩の荷が下りるのではないかと思います。

人権問題ですので関係機関とか、関係部署が多岐にわたると思いますので、それぞれの関係機関と連携をしながら、是非そういう人権の問題ということで進めていただけたら有り難いと思います。

西沢委員

今のは、人権問題というふうに捉えてもいいと思うのです。

男女の差別と区別の問題、これは、結論が出ないんです。差別問題は県を挙げてしているのです。区別の問題は、どうも全くやられていないような感じなのです。これをどう捉えるかと、段々大きくなっているような気がします。数十年前から精子が減ってきているとか、運動能力が落ちてきたとかいう話がございまして、そういうところ、何十年前から、男性、女性というのは、だんだん違ってきている。

人間の性の状態そのものが変わってきているのは言われておりまして、段々、男性と女性の性の差が近づいてきているような気がします。

ここで問題になるのが、差別と区別の問題だと思います。

当然ながら、人間の体の変化ということは、いろんな原因があるんでしょうけど、教育的な問題の中でも、これを取り上げてこなかったというのは、一つ、大きな問題でないのかなと、私は思って仕方がないのです。

男性と女性、差別はいけないけれど、区別は当然ながらあってしかるべき。そうでなかったら人類繁栄がなくなりますから。人権教育の中で男女の区別はどう捉えられているのでしょうか。

井川委員長

小休いたします。（11時06分）

井川委員長

再開いたします。（11時08分）

美馬教育長

非常に難しい問題ではございます。

差別と区別は、用い方がちょっと違います。例えば、男性と女性の構造といったものは、明らかに違うものがございます。これが生物学的な性です。そういった見地での区別と、区別は区別で厳然としてあるのですけれども、差別というのは、それ以外の、社会的な生活の中で生まれて、不当に扱われるものといったことではないかと思えます。

医学的、科学的な見地がないと、なかなかおいそれと答えにくいところはございます。

我々としては、保健体育の時間等で、そういった男女の性の違いというのを教えているところでございます。しかしながら、先ほどのLGBTの話もございましたけれども、心の性というものもございます。体の性と心の性がございまして、男性、女性というくくりで一致している場合と、一致していない場合もございます。そういったケースも念頭に置いて、指導していく必要があるということでございます。

我々としては、男性と女性という、いわゆる生物学的な区別というのは、しっかりと教えておるんですけれども、一人一人に対応し、皆さんが幸福な人生を送っていただくという使命がございまして、そういった意味では、不当な差別ということを受けないように、人権教育を進めていると御理解いただけたらと思えます。

西沢委員

区別問題は人権問題には入っていないのですか。

美馬教育長

今、非常にお答えしにくいのですが、区別という言い方というのも大きな言い方ですので、人権を考える意味でも、論議をする時には、区別、差別という言葉が出てくると思えます。ただし、これは区別で、これは差別というふうにきちっと言い分けられるのかどうかといいますと、ケース、ケースになってまいりますので、ここで入っていないかと言われたら、入っていませんという答え方はできません。申し訳ございません。

西沢委員

例えば、昔は、このように考えていたのです。

子供が生まれて、三つ子の魂というふうに、3歳までに子供の性格・人格的なものができ上がるようなことが言われています。

現在は、男女共同参画社会の中で、どちらが生まれた子供を育てても構いませんということになってきていますけれども、赤ちゃんにとってみたら、生まれた時はお母さんに

抱っこしてもらいたい、育ててもらいたい。これは人間の生まれ持った、動物的なものだと私は思いますけれども、このあたりは区別です。人間の差別でなくて、区別です。区別によって赤ちゃんは、お母さんという女性、特に、胎児はお母さんの心音を聞いて育っていく。その中で言葉が悪いかもしれませんが、お母さんが赤ちゃんを抱っこしたら泣きやむということがあります。要するに、赤ちゃんの心が落ち着くということなのです。これは、区別の問題です。

ところが、今、残念ながら、区別の考え方の話合いが少なくなっている。女性、男性の目から見てこうだということはあるとしても、ほかの周りの者から見て、こうだということは、余り言われていない。区別そのものがなおざりになったところもあるんじゃないか。私が言いたいのは、区別の話合いそのものを、もっとしていくべきではないか、そういう場がいっぱいあるんじゃないのかと思うのです。

人権教育の中でやってもいいし、違うのだったら違う場でやってもいい。余りにもなさ過ぎる。何十年前から、文教厚生委員会の場で何回か問いましたけれども、答えがなかった。区別に対して答えてくれなかった。

でも、世の中が変わってきて、男性、女性の関係が変わってきて、教育の中でもこういうことも考えるべきじゃないのかと思って仕方がないです。

共産党の方も委員にいましたけれど、差別はいっぱい言いましたけど、区別の問題に対しては、何にも言いませんでした。でも考えるべきだと言っているのです。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

学校における性に関する指導の中で、これまでも児童生徒が性的な成熟に伴って、自分の行動への責任感や異性を理解したり、尊重したりする態度が必要であることへの指導を行っております。特に、妊娠であるとか、出産について子供たちが正しく理解できるような指導を重ねておるところでございます。

美馬教育長

区別と差別ということですが。区別というのは、先ほども申しましたけど、十人十色と申しますが、一人一人、いわゆる外見も含めて、明らかに異なっているもの、違った個性や能力を持っているものということで、そこには不当性とか、不利益性という考え方のない、明らかな差異と認識しております。

それに対して、差別というのは、本人の努力ではどうしても克服ができない、どうしようもないことで、不利益な扱いを受けた場合といったものであるということで、人間として認めあって尊敬しあって生きていく中で、区別はあっても差別はあってはならないというような姿勢で、我々は教育に挑んでいると、向かい合っていると御理解をしていただきましたというふうに考えています。

西沢委員

区別は、個人個人が解決する問題のような言い方をしておりましたけれども、周りからも区別に対して、いろんなことをやれる可能性があって、それがどんどんなくなっているような感じがします。区別の問題を話し合わないからこそ、必要であるところがなくなっ

ているという感じを受けて仕方がないのです。

何十年前から、そういう感じになってきている。区別そのものがなおざりになって、問題になっていると。でも残念ながら話をしていないというところが問題だと私は思うのです。

今、言われたように区別は置いておくような話でしたけれども、差別の問題は確かに大事ですよ。議論もして、差別はしたらいかんというのとは分かります。

区別そのものの議論もなおざりにしたらいかんと私は思う。

これは、国を挙げての問題です。徳島県だけの問題ではないです。国民挙げての問題としては、区別の問題は、議論しなくても考えるということをしなかったら、段々と社会がおかしい方向に向いていくようなこともある。現在、そういうふうになりつつあるように私は思います。教育の中でも、区別の問題は差別と同様に、取り上げてやることも必要じゃないか。それは何回言っても、残念ながら結論が出なくて、そのままになってきました。

私が県議会議員になったころから、30年近く言っていました、そのままです。そのままだからこそ段々と社会が区別の問題に対しておかしくなる。

人権問題のパンフレットの中にちゃんと書いてありますか。差別と区別、区別という字そのものは入っていますか。

濱田人権教育課長

差別と区別という部分について御意見を賜っております。

社会が多様化する中で、従来、様々な人権課題の中でも、先ほど、性の多様性の部分でもありましたが、一つの人権課題でも社会の進展によって状況が変わったり、考え方が変わったりしております。

そういった状況に応じまして、これから児童生徒、社会教育の部分においても、人権教育の中でしっかりと差別性を考えるのはもちろんですが、差別を考える中でも、これは合理的な理由がある、これは区別なんだと、そういった差別性であるとか、これが男女の区別、例えば、学校で身体測定をするときは……

(「そういうことは聞いていないんです」と言う者あり)

そういったあたりを人権教育の中で差別性も考えるのはもちろんですが、これは区別である、それぞれの特性に応じた教育をする。そういった学習を子供たちと一緒に、あるいは教職員がまず研修しながら、様々な多様性の部分に対応した人権教育を進めてまいりたいと考えております。

西沢委員

区別という言葉は入ってませんね。そういうことを聞いているんです。

濱田人権教育課長

指導資料の中にきちんと区別と差別ということは書いてはないのですが、これは話し合う中でしっかりと考えていきたいと思っております。

そういったコラムがあるかどうかというのは、また調べてみたいと思っております。

も、差別性、区別性といった議論は、これから大事になってくると思いますので、そういった部分も含めながら人権教育の推進を行っていきたいと考えております。

西沢委員

県の教育委員会の中で、この議論は非常に厳しいと私は思います。

これは、もう少し広い範囲の中で議論していくべき問題ではないかと思うのですが、ただ、区別というのは絶対的に変わらないものもいっぱいあると思います。

時代が変わっても、世の中が変わっても全く変わらない、この区別は守らないといけないとか、そのためにこうしなければいけないというのは、いろいろあると思うのですが、議論がないからなおざりになって、段々世の中変わってきていると、大切なことがなくなっている感じも受けるのです。だからこそ、議論が必要だ。それ以上のことは、今求めるのは、無理だと思います。

そういうことを言いたかったので、徳島県教育委員会の中でこの議論を活発にして、世の中に訴えるということは、なかなか難しいと思います。

でも、大変必要な議論だということだけは言いたかったのです。これで終わります。これ以上求めても非常に酷ですから。

庄野委員

人権の問題で様々な議論が出ておりました、人権の特別委員会みたいな感じがいたしておりますけれども、区別と差別という問題というのは、非常に奥が深くて難しいと思います。人が受ける印象はいろいろあると思いますけれども、いずれにしても、差別される、区別されるということであらうな思いをしたり、悲しくなったり、自分ではどうしようもないようなことを、差別、区別によって悲しいことが起こるような事象を人権問題、区別問題と捉えて、教育の中で、子供たちに人がそうした悲しくなるような差別や区別はしてはならないというふうなことと思いました。

人権の問題というのは、今、LGBTのことを言われましたけれども、障がいを持った方々の人権問題、特別支援学級とか学校の問題も触れられましたけれども、私も従前からずっと言っておりますように、同和・人権・環境対策特別委員会というのが昔あったのですが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効して、同和対策、部落差別の問題というのが若干、低調になってきたなと思った時期があったのです。

部落差別の解消の推進に関する法律が、国会の中で議員提案で超党派でできました。部落差別に苦しむ方々、対象地域の方々は、結婚の問題や就職の問題で非常に不当な差別を受けてきました。その結果、命を絶つというふうな、差別の問題は命の問題なのです。そういうふうなことを、部落差別の解消の推進に関する法律という法律が施行されたことをきっかけに、これまで以上に、教育委員会の中でも部落差別で命を絶たざるを得なかったという過去の歴史も振り返りながら、是非、部落差別の解消の推進に関する法律がなぜできたのか、いまだに部落差別が現存しているのだという認識の下で法律ができたので、今もやられていると聞いておりますけれども、今後とも、このことを義務教育、高校の教育の中でもしっかりと推進していただきたいと、今、改めて思いましたので、発言させてい

ただきました。御見解をお願いいたします。

濱田人権教育課長

ただいま、庄野委員から、特に同和問題、部落差別の解消の推進に関する法律が2年前にできましたが、そういった同和問題についての教育現場での学習も認識も大事であるという御意見、御質問を頂きました。

徳島県の人権教育の推進の基盤となります徳島県人権教育推進方針というのがございまして、様々な人権課題の中で徳島県は、同和問題を人権問題の柱として捉えております。

確かに、地域改善対策特定事業が終了いたしまして、しばらくの間、同和問題に係る国からの法律、指針はございませんでしたけれども、平成28年、部落差別の解消の推進に関する法律が成立いたしました。

これは、全国民に部落差別をなくす、同和問題についてしっかりと考える法律だと捉えておりますし、県教育委員会といたしましても、部落差別の解消の推進に関する法律ができたことを契機といたしまして、管理職研修をはじめ人権教育主事、様々な機会を捉えて、同和問題についても、時代の変化に伴い、様々な結婚差別といった状況、インターネット上の差別も出てきておりますので、状況に対応した研修を行っておるところでございます。

これからも、同和問題を柱といたしまして、様々な人権教育の推進をしていきたいと考えております。

庄野委員

よろしく申し上げます。

先日、徳島で行われた消費者行政に関するG20消費者政策国際会合に、私も出席させてもらったのですが、世界各国から来ておった中で、徳島商業高等学校の生徒さんがプレゼンテーションをしていました。この間、徳島グランヴィリオホテルであった時も、カンボジアとの交流の中で、お菓子作りとか、そういうふうなことでプレゼンテーションをされていたと思うのですが、非常に良かったと思います。

新聞にも載っていたのですが、今までずっと県教育委員会のほうで答弁されてきました、エシカル甲子園というのが、12月に徳島市で開催されるということで、徳島商業高等学校など12校が決定したということで、選ばれたのが全国のブロック代表が8校と、開催県の代表2校、特別枠2校で、計12校、徳島からは、開催県の代表として、徳島商業高等学校と阿南支援学校、審査員特別枠に城西高等学校が決まったということで、非常に嬉しいことだと思っております。

こういう取組を通じてエシカル教育がますます浸透していきますように、すごく期待しておりますので、是非、エシカル甲子園があるということを、県民の方々にも強くアピールをしていただきたいと思います。これが、徳島グランヴィリオホテルで12月27日に本選が開かれるようなので、いろんな方々が見に来ていいのでしょう。周知の仕方も含めて成功するように、是非お願いしたいと思っております。

湊学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

ただいま、庄野委員から、エシカル甲子園の観戦と広報ということで御質問を頂きました。

観戦につきましては、申込み不要でございまして、誰でも観戦できるということにしております。本選出場校も決まりましたので、今後、広報用のビラの作成や配布を考えておりまして、一人でも多くの方に観戦いただき、高校生の熱いメッセージを受け取っていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

期待しておりますので、よろしくをお願いします。

働き方改革の質問を6月の本会議でさせてもらったのですが、教員の働き方改革は、待ったなしの改革だろうと思います。

それ以降現在、例えば、教員の方々が、超過勤務の縮減に向けてどのような状況か、きちんとできていないかも分からないのですが、今、10月ですので、半年ぐらいの間で、超過勤務の縮減に向けた取組が、どのような形で前に進んでいるのか少し気になりました。それと、部活動の指導員が現在、全国で9,000人、本年度から3,000人増やして計1万2,000人とする方針を固めたということが分かったという新聞報道がございました。部活動の指導員、外部人材を取り入れた学校が現在どのくらいあるのか、教員の業務の縮減のためにコピーをしたり、お手伝いをしたりする方々が、現実的に去年から比べ、実際に増えているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

長町教育政策課長

ただいま、庄野委員から、働き方改革の現状について御質問を頂きました。

昨年11月に、とくしまの学校における働き方改革のプランを作りまして、大きく五つの柱によって改革を進めております。

一つは、勤務時間の管理と個人の意識改革ということで、8月から出退勤管理システムを県立学校において導入して、実際の在校等時間、そして時間外勤務を集計いたしまして、見える化をして、改善していこうという取組に着手したところであります。

業務改善の推進ということでは、ICTを活用した業務の改善、会議の精選、調査ものの精選といったようなことを着々と進めております。例えば、研修ということも直ちに中止する、廃止するということではできませんけれども、例えば、夏に非常に研修が多いのですけれども、来年の夏の研修を現在、精選しているところでございます。

また、外部人材の活用では、スクール・サポート・スタッフを部活動の推進ということで活用しているところでございます。これは、後ほど説明をしてもらおうと思っております。そういった働き方改革の推進に努めているところでございます。

林体育学校安全課長

ただいま、庄野委員から、部活動指導員の現状について御質問を頂きました。

昨年度の部活動指導員の配置状況ですが、7名を市町村に任用したところでございますが、本年度につきましては、10市町村におきまして22名が各市町村に任命されているところでございます。その内訳でございますが、外部コーチが9名ほど、部活動指導員のほう

に任用替えされております。そのほか、元教員が7名、その他一般の方という内訳でございます。これにつきましては市町村のほうもしっかり活用し、助かっているという声も聞いておりますし、専門性のない教諭にとっては非常に有り難い、また、子供のほうからも、かなり専門性のある方に来ていただいているので非常にうれしいという声も伺っております。

今後とも、配置について、県教育委員会からどんどん活用していただくように発信してまいりたいと思っております。

中野教職員課長

ただいま、庄野委員から、教員の仕事を補助するスタッフの配置の御質問がございました。スクール・サポート・スタッフと申しますが、授業の教材用プリントの印刷や理科の実験の準備、また環境整備のための掲示板の作成、運動会の準備など様々なことに従事するスタッフとなっております。

配置校からは、非常に教職員の負担軽減につながっているとの御報告も頂いておりますが、昨年は9校に9名配置をしておりました。今年は、全県的に倍増しまして、18名の方の配置となっております。今後も、その効果等を検証しながら配置を進めてまいりたいと考えております。

庄野委員

部活動のスクール・サポート・スタッフが配置されている学校と部活動の種類を、また後で結構ですので教えていただけたらと思います。

井下委員

スクールソーシャルワーカーについてお尋ねさせていただきます。

スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違いについて簡単に教えてください。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、井下委員より、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについて御質問いただきました。

スクールカウンセラーにつきましては、公認心理師とか、臨床心理士、またそれに準ずる知識、経験のある方をスクールカウンセラーとして任用し、公立の学校に配置又は派遣をしております。

スクールカウンセラーは、児童生徒のいじめや不登校等の諸課題に対応し、心のケアや生徒指導上の諸課題の解決につなげるため、児童生徒へのカウンセリングや保護者及び教職員への助言、必要な情報の収集分析に加えて、学校におけるいじめ対策組織の一員として助言、協力を頂いております。

それに対しまして、スクールソーシャルワーカーでございますが、スクールソーシャルワーカーは、同様のいじめや不登校等の児童生徒が抱える課題の背景に貧困や虐待、家庭の教育力といった生活環境面で困難を抱えているケースもございます。そういった場合

に、スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境に働き掛け、問題解決を図ることを目的としております。

言わば、カウンセラーが心のケアを図るのに対して、環境のケアを図るところが大きな違いかと思えます。

また、カウンセラーが学校でカウンセリングを行うことしかできないのに対して、スクールソーシャルワーカーについては、家庭訪問をして、訪問支援、アウトリーチを行うことができる場所も大きな違いとなっております。

井下委員

段々、地域が閉鎖的になってきたりとか、いじめ、虐待、発達障害なんかもそうなのですけど、発見に至る前に、家庭の中でコミュニケーションが取れていないとか、外とコミュニケーションが取れていないというところで、スクールソーシャルワーカーの存在というのは、ものすごく今後重要になってくると思っております。

県で23名いらっしゃるそうなのですが、配置されている場所が分かれば教えてください。

安西いじめ問題等対策室長

スクールソーシャルワーカーの配置の現状について御質問いただきました。

先ほど言い忘れましたが、スクールソーシャルワーカーにつきましては、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する方をスクールソーシャルワーカーとして委嘱し、学校の要請に応じて、県内、基本的には全ての公立学校へ派遣できる体制を整えておまして、現在10名のスクールソーシャルワーカーを要請に応じて、派遣できる体制を整えております。

また、それとは別に、より活用しやすい状態とするために、平成29年度よりスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置をスタートいたしました。今年度は、昨年度より4名増員し、16名のスクールソーシャルワーカーを20の市町教育委員会に配置し、支援体制の充実を図っており、県から派遣するスクールソーシャルワーカーと合わせて26名体制で行っているところでございます。

具体的な配置場所でございますが、20市町に配置しており、まだ配置できていないところが4市町村でございます。三好市と勝浦町、神山町、佐那河内村となっておりますが、これは、希望調査を採った上で配置を決めておまして、現在のところ、昨年度希望がなかったということで、こういった配置になっているわけですが、既に町村のほうで、スクールソーシャルワーカーを雇っている所もございますし、例えば、三好市につきましては、市の子育て支援課、スクールカウンセラー、教育委員会、児童相談所、学校等がケース会議をしながら、子供たちの支援について検討しているようでございます。

しかしながら、スクールソーシャルワーカーの必要性を非常に感じているということで、来年度以降は、配置をお願いしたいということを聞いております。

井下委員

うちの地元にはいないので。地域それぞれで要望を出したりしていくのでしょうか、

スクールソーシャルワーカー自体を、先生とか地域と子供たちも含めて、どういうふうなときにどういうふうに使っていくかというのが、まだ余り浸透していないというのも、一つ原因があると思います。人数の問題もありますが、認知の部分も力を入れていただけたらと思っております。

もう一つ、今、26人体制でやっていらっしゃることなのですが、地域全体のニーズからすると、この数字というのは、今のところ妥当だと思われませんか。

安西いじめ問題等対策室長

スクールソーシャルワーカーの配置人数が適正かどうかという御質問でございます。

井下委員の御指摘のとおり、この人数がまだ26名ということについては、スクールソーシャルワーカーの認知が、まだまだ不十分な点もあるかと思えます。

スクールソーシャルワーカーの認知がより進むことによって、もっとニーズは出てくるのではないかと思います。現在のところ、取りあえずは24市町村、全ての市町村への配置拡大ということを考えておまして、当面の目標は、全市町村への配置拡大と県から派遣できるスクールソーシャルワーカーの確保というところで考えております。

先ほど、認知不足ではないかというところをおっしゃっていただいたのですが、その辺について、保護者の方により分かりやすいチラシを作ろうということで、本年度、市町村に配置している学校では、家庭にスクールソーシャルワーカーを広報するチラシを配っており、教職員からも個別に紹介してもらおうなどして、まずは、スクールソーシャルワーカーの認知度を高め、利用しやすいものにしようと努めておるところです。

例えば、チラシでは、こんなときに活用してくださいということで、例として、子供が学校へ行かないような状況のとき、家庭で子供が暴れてしまうようなとき、保護者の体調が悪かったり、家族の世話が必要で子供に手が回らないとき、生活が苦しく教育費が心配な場合などを紹介しております。

スクールソーシャルワーカーの具体的な仕事として、保護者や子供との面談、学校や関係機関との連携・調整、家庭訪問、福祉サービスの利用の援助や同行して手続の支援を行う、こういったあたりを広報して、スクールソーシャルワーカーの周知を行い、必要な家庭に救いの手が確実に届いて、福祉につないでいけるよう努めてまいりたいと考えております。

井下委員

本県では、徳島県家庭教育支援条例もありますので、正にそちらに基づいて、本当に最終的に子供たちにかかってくることなので、しっかり取り組んでもらえたらと思っております。

海外だと、牛乳パックに虐待とかいじめ、悩みの相談などの広告もあったりするそうなので、いろいろと新しい変わった取組というか、ふだん、目に付く所に置いていくような取組というのを、民間の企業さんとも一緒に取り組んでもらったらいいのではと思っております。これは提案です。

もう一つ、先ほどのスクールソーシャルワーカーも、先生の校務の負担軽減という面から見ても、とても大事だと思うのですが、ちょうど今、学習指導要領が新しく発表され

て、今回、生きる力やアクティブ・ラーニングなど、いろんなことに取り組むように新学習指導要領の中に書かれているのですが、実際、本当にたくさんあるのですが、学校のほうで、今のところ対応できるものでしょうか。

齋藤学力向上推進幹

今、井下委員から、新学習指導要領の改定に伴いまして、学校現場の御心配の御質問であったかと思えます。

新学習指導要領は、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施となります。平成29年度には、文部科学省から周知徹底が行われ、平成30年度からは移行期間で、小学校、中学校ともに、全面実施に向けての準備が行われているところでございます。

特に、小学校では井下委員も御心配しておりましたが、新しい取組も来年度から始まりますが、移行期間をうまく利用いたしまして、文部科学省からの教材提供や各研修の機会を通しまして、児童や教員の急な負担とならないように準備を進めている状況でございます。

また県教育委員会におきましても、学校訪問の機会や夏季休業中に行われている教育課程研究集会等の機会を通しまして、新学習指導要領の説明や伝達、学校が抱えている課題への助言などに関しまして、働き方改革も合わせて進めているところでございます。

井下委員

求められていることもそうなのですが、求められてる内容がすごく専門的になってきているような気がします。本来、教育というのは家庭でやるべきだと思っているので、例えば、本当に道德教育ですとか、主権者教育ですとか、家庭でやれるものはやっていかないといけないと思いますし、それこそ地域でやれることをやっていかないといけないと思っています。

先生の負担が増えていくのが心配だと思っています。僕もPTAの役員をやっているとして、先生というのは、こんなに大変なんだということに気付いてきました。

さらに、ハードルをどんどん上げられて、結果、先生が忙しくなることによって子供たちにまたかかってくるというのも、何をしてるのかよく分からない状況になってくると思いますので、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

一つ取り上げると、先ほど消費者教育の話がありましたが、今回、消費者教育というのも新たに取り組む、重要視されているポイントですが、何か本県として対応している、取り組んでいることはありますか。

小倉学校教育課長

ただいま、消費者教育について取り組んでいることがあるかというお問合せがございました。消費者教育につきましても、新しい学習指導要領にその位置付けなどが明記され、成年年齢の引下げとともに、重要性は増しているところでございます。

徳島県は、消費者教育の最先端を進む県としまして、例えば、高校においては、消費者庁と協力して、社会への扉という教材を全県に配布しているのみならず、指導者の研修

で、公開授業を通じた研修などを行ってございまして、先生方が最先端の情報を、より適切に教えられるように工夫を行ってございます。

また、中学校につきましても、県が消費者教育の教材と指導者用の資料も作成してございまして、こちらにも配布をしております。

こういったものを活用していただいて、先生方に余り多く負担にならないようにしつつ、消費者教育をしっかりと子供たちに教えることができるよう支援をしております。

井下委員

消費者教育に関しては、本当に本県最先端をいっているということで、全国で使ってもらえるような教材を作ってくれたらうれしいと思っております。

今回、たくさん専門的なことがあるということで、例えば、プログラミング教育などに関しては、外部委託みたいなことはできたりするものではないでしょうか。

大西総合教育センター所長

ただいま、井下委員より、プログラミング教育に関しての外部委託に関する御質問がございました。

プログラミング教育につきましては、それぞれの教科の中で適切に位置付けていくということで、直接、教員が担当することになっているものでございますので、これは外部委託でなく、教員が取り組むものと考えております。

井下委員

多分、結果的に学校の先生の負担になることが増えていると思います。

教育に関して言えば、本当に先々を考えると投資だと僕は思っております。教育委員会の方に予算を増やしてくださいというのは酷なのかもしれないのですが、とにかく県全体で教育に目を向けていただいて、予算にも反映してもらって、スクールソーシャルワーカーなども、1校に1人ぐらいいてもいいんじゃないかと思っておりますので、しっかり取り組んでいただけたらいいですし、僕らも、協力して、助言していこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

長池委員

議論が前半は非常に人権問題で、私も西沢委員のおっしゃることがよく分かります。差別と区別というもの。昔の良きものが壊れていっているような不安はあります。

ただ、私が思うのは、本当に昔が良かったのかと思うのです。大半の人は、良かったようなことがあるじゃないですか。家族のことであったり、地域のことだとか。でも、その陰に埋もれて苦しんだ人とか、悲しんだ人がいたんだということが、近代になって明らかになってきておるから、こういう問題を議論しているのじゃないのかと思うのです。

かつては、先ほど庄野委員がおっしゃっていた部落差別問題、そういう不当な、それぞれ地域で区別していたので、そんな差別は今じゃありえないというのが、私の中ではあるんです。多分、時代が変わることで変化していくものもあれば、時代が過ぎて理解が深まっていくことの中に、もしかしたらさっきのLGBTの問題もあるのではないかと思います。

ます。

西沢委員なんかは、科学的な思考をお持ちなので、生物的事業もお考えの中での発言と思うのですが、生物学的にも、血液型もA、BとOとかぐらいだったのですが、最近では変わってきました。言っていること何となく分かりますか。

今、我々が通念と思っている男性と女性という概念も、もしかしたら何年後かには、そんなものが取っ払われる時代、既に幾つにも分かれているような話になっている。

何が大事なのかということなのですが、区別というのは、時代によって変わってきたり科学的な根拠も変わるんです。ハンセン病なんかもそうじゃないですか、当時はハンセン病に対して、それこそ優生保護法というふうに入を守ろうとして法律ができたわけです。

でも今は違います。だから、そんなことすら変わっていく今後において、大事なのは差別をしないという心なのだろうと思います。

ただ、難しいのは、いろんな社会において、福祉においても、教育においても、特別な扱いをしすぎると逆に差別を助長するような傾向があるように思います。差別をしない、特別扱いするとき、かわいそうだからとか特別だからという扱いで支援とか保護をしてしまうと差別を生んでしまうのです。

ですから、人権問題においてもそうですし、教育全般においても、いろいろなお話も出ましたけれども、是非生きる価値の平等性であったり、他者をしっかり認める、違いを認める、支えあう社会の重要性というものを根底に置いて、しっかり教育していかないと、特別、特別、支援、支援とやり過ぎると、逆に差別を生んでしまうような気がします。

そのあたりを今日の朝の議論を聞いていて感じましたので発言しました。

そんな中で、言いたいことを言っているだけなので、答弁というわけにはいかないと思うが、私は、そう思うのです。

区別と差別の問題も出ましたけれども、人権問題全般において重要なことは、違いを認めるであったり、生きる価値の平等性であったりを重要視すべきというふうに思いますが、御所見を頂きたいと思います。

美馬教育長

先ほども申しましたけれども、世の中には明らかに違っている点、いわゆる差違というのがあります。差違があるからこそ、そこから放っておくと差別等が生まれやすいという土壌もあるのだろうなと思います。

先ほどの西沢委員のお話の中にも、区別というのが人権教育の中には出てこないのかという話もございましたけれども、何が差別なのか、これは差別かというときに、これは差違であり区別なのかということをしっかり考える必要があります。そこから生まれたこれは差別だ、不当であると、そこら辺は、しっかりとそれこそ区別をしていく。何が差別なのかということとはしっかりと考えていかなければいけない。その中で長池委員からお話がありましたように違いを認める、区別があること、これは違うのだということ認めながら、お互いに、それを認識して、誰もが生きやすい、共生する社会を作る。これが一番大事な、そのための人権教育であるというふうに考えております。

長池委員

無理やり質問して、無理やり答えていただいて、すみませんでした。

LGBTについて1点だけ、昨日も議論がありました。徳島市において議論があったようでございますが、同性パートナーシップ制度という議論があったようでございます。

県のほうでも、この先いろいろとそういった制度の導入うんぬんの議論が出てくると思うので、是非、それについてしっかりと今から研究等をしておいていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

濱田人権教育課長

長池委員から、先日の徳島市のほうへの同性パートナーシップ制度の導入を求める陳情についての御質問がございました。

その部分につきましては、徳島市の動きでありますとか、あるいは国内外の導入を検討している都市がございますので、そういった状況であるとか、社会の動きを今後注視してまいりたいと思います。

ただ、教育の部分では、誰もが大人になっても人権尊重社会の実現に向けた命の尊さ、そういったものを基盤とした人権教育を推進する中で、先ほども御意見があったのですけれども、互いの違いを認め、多様性を認め、誰もが生きづらさのない、過ごしづらさを感じることがない、一人一人の人権を尊重した社会づくりに向けた人権教育を、児童生徒の発達段階に応じて推進していかなければならないと思っております。

そういった意味で、今後、人権教育の推進、充実をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

大塚副委員長

教員について、一つだけお伺いしたかったのは、学校医との関係です。特に教員がいろんな面で働くことに関してのストレス、長時間労働などいろいろあります。

その度に、例えば、ストレスチェックについては多分やられていると思うのですけれども、それに関しての判定やそれに対しての学校医としての対応について、お伺いしたい。

吉田福利厚生課長

ストレスチェックに係る学校医の御質問を頂いたと認識しております。

労働安全衛生法で50人以上の事業所については、それぞれ産業医を配置するという制度となっております。

特に、教育委員会の事務局も含めまして、県のほうでは産業医を健康管理医という形で現在配置している状況でございます。

基本的には、ほとんどの県立学校において、産業医の資格を持った先生がおいでる状況はございます。ただ、直近で調査したところでは、1校、その資格が十分確認できていない状況もございましたので、県の医師会とも御相談しながらできるだけきちんと産業医の資格を持った方が、各学校に配置できるように尽力していきたいと考えております。

大塚副委員長

学校医の役割の部分で、まだはっきりしていないところがあったりします。できるだ

け、学校医の先生方も非常に忙しいことはありますが、全体的な相談というのは、必ず医師会としても、きちっと乗っていくようにということで、勉強会なりいろいろなことをやっています。できるだけ、学校医の先生方も利用してやっていただきたいと思います。

それと、スクールカウンセラーのことなんですけれども、先ほども議論が出たのですが、生徒に関してのことだったと思うのですけれども、学校の先生方に関して、心のケアという面でスクールカウンセラーということも関与していただけたらと思っております。

最後に、西沢委員が区別と差別についておっしゃったんですけれども、医学的見地の面での私の考えを最後に話して終わりたいと思います。

区別とは、医学的な見地で身体的なことで区別があったわけなんですけれども、時代が進む中で、同じ体の構造をしていてもやはり違う、そういうことが出てきます。それは時代の背景の中で医学の面において、新たな知見、エビデンスが出ていた中で、新たな区別というのは、生じてくると思うのです。それも、時代時代でいろいろ変わると思うのです。それを新しく取り入れながら、区別についての考え方というの進めていっていただきたい。差別については、教育長がいろいろおっしゃったのは、そのとおりだと思います。一人一人、みんな違ってそれでいいということの中で、違っていいのですけれども、一人の人間として大事な方だったりする。それに対して、差別はしないことを考えながらやっていくことが、大事だと思います。

井川委員長

小休いたします。（12時10分）

井川委員長

再開します。（12時12分）

長池委員

先ほどの私の質問で、いわゆる同和問題、部落差別の件で言いたいのは、部落差別というものが、本当に声を出せないで苦しんだ長き時代があったというものの上に成り立って、日本の歴史もあるというふうな意味合いも私の中にもありました。苦しんだ人の陰で苦しんでいる人の上に成り立って、社会が今までずっと来ておるのだという意味合いでございます。ですから、昔が良かった部分もあるけれども、黒い陰の部分もあるのだという意味合いで、取り上げたことを御理解いただけたらなというふうに思いますので、これからは陰で少数弱者の方が苦しんでおるような、また差別を不当に受けておるようなこと自体をなくしていかなければいけないという意味でございますので、是非、御理解いただけたらと思います。

井川委員長

本当に、いろんな問題がありまして、多様性というか、個人的に言えば区別というのはあって当たり前と思いますが、やっぱり多様性を認めていかなきゃいけないところもあります。

今日、聞きたいのは、今、最後の大学入試センター試験の願書受付をやっていると聞きました。去年くらいまでは盛んに、アクティブ・ラーニングとかいろんな話を聞いたんですけど、どういう現状になっているのか教えていただきたいんですが。

湊学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

新入試につきまして、御質問を頂いたところでございます。

高校教育、大学教育、それらを接続いたします大学入学者選抜の一体的な改革が検討されておったところでございまして、その一環といたしまして、令和2年度の高校3年生が受験する大学入学者選抜から変わっていくこととなっております。

その入試から大学入試センター試験に代わりまして、大学入学共通テストが導入されるといったところでございます。大学入学共通テストの内容といたしましては、知識の理解の質を問う問題や思考力、判断力、表現力を発揮して解く問題、国語と数学で記述の問題が導入されることなどが挙げられております。

現在、これまでの試行調査の結果を踏まえまして、大学入学共通テストの内容の見直しが行われていると聞いております。また、英語に関しましては、4技能をバランスよく身に付けていくというふうなことも入学試験で見ることとしております。

このために、外部団体が実施している検定試験を利用することとなっております。現在の高校2年生が3年生になった時に受験することになるわけですが、外部団体が実施する検定試験につきましては、令和2年4月から12月の間に2回受けられることとされております。また、大学入学共通テストの1回目は令和3年1月16日と17日に受験することとなっております。

井川委員長

英語は、業者でできる所とできない所があるということで、後1年弱に迫っているがいけるんですか。そんな状況で、今の子供たちはやっていけるのか。きちんとできるんですか。

小林グローバル・文化教育課長

大学入試共通テストの中で行われる英語の民間試験の対応状況についての御質問を頂いたところでございます。

英語の民間試験の導入に関しましては、平成29年度の大学入試共通テスト実施方針の中で発表されたものでございます。現在、粛々と学校で準備に取り組んでいただいているところでございます。現在の高校2年生の段階から準備をしなければいけないということで、大学入試そのものの志望校が固まっていないというところでの対応への不安、また、先ほど井川委員長の御発言のとおり、大学の対応状況がまだ出そろっていないこと、民間試験の会場・日程等が定かではないというようなことが、報道等々されておりますけれども、各学校におきましては、大学入試英語成績提供システムの活用状況をしっかりと把握いたしまして、説明会やホームルーム活動等々で、遺漏なきよう準備を進めているところでございます。

また、英語の民間試験の活用については、早い段階で公表されておりましたので、対策

等につきましても各校で進めていただいているところではございます。

県教育委員会といたしましても、当課に情報窓口を設置いたしまして、不安なところ、最新情報の提供、試験に関するお問合せ、相談等々に当たっているところでございます。円滑な実施のために、引き続き鋭意努めてまいりたいと考えております。

井川委員長

受験生は、ただでさえ不安でやっておりますので、この不安を払拭できるように、教育委員会も責任を持って、自信を持って進めていただきたいと思います。

いろんな大学に進むし、やりたいことのできる大学に進むというのも良いことだと思います。国立大学に入るということも一つの目安ということで、否定するわけではないですけど、実業高校、徳島科学技術高等学校や徳島商業高等学校から国立大学に進学しているのですか。どれぐらい行っているのか、ちょっと各校の割合を教えてもらえたらと思います。また教えてください。

いろんな国立大学の入り方があるだろうし、城東高等学校が、何年かしたらまた変わっていくとかいろんな話も聞いております。いろんなやり方があるって、生徒個々で、多様性ではないですけど、いろんな考え方の教育を受けさせていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件につきましては閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、11月18日に県南部において、学力向上に関する取組や地域医療の調査のために関係施設等を視察したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（12時23分）